

令和元年度第4回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和元年7月9日(火)午後 2時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(13名)

3番 鈴木孝徳	4番 石渡文久
5番 三須健行	7番 長澤正昭
8番 山崎宏	9番 羽根井直子
10番 石田和久	11番 椎名稔男
12番 兼坂仁	13番 木内正夫
14番 眞野文雄	15番 三門増雄(議長)

書面表決委員(1名)

2番 渡貫茂

4 欠席委員(1名)

1番 清宮正

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和元年度第4次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯浅明弘

主査 相川正巳

主査 飯田啓市

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻前でございますが、皆様お集まりになられていますので、ただ今より、令和元年度第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

始めに、次回の総会でございますが、8月8日(木)に開催を予定しております。

また、総会の終了後でございますが、農地利用最適化推進委員の皆様と合同で農業者年金研修を引き続き開催させていただきます。部屋については、別室に移動となりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は総会終了後、年金の研修会があります。また研修終了後、4月に職員の異動がありましたので、歓送迎会を兼ねて暑気払いを行います。本日は、長くなりますがよろしくお願いいたします。それでは会議を始めます。

只今の出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第4回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

——— (異議なしの声あり) ———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——— (異議なしの声あり) ———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、13番「木内 正夫委員」、議席番号、14番「眞野 文雄委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和元年度第4次農用地利用集積計画の決定について

以上、3議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は義務者からの要望のため、義務者は農業廃止のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明いたします。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査は、私より報告させていただきます。

———（三門会長報告）———

○三門委員 議席番号15番三門でございます。議案第1号第1項の調査報告をいたします。義務者の■■■■さんは、■■■■■■■■に引っ越しておりまして、所有している農地を処分するために、申請地の隣接に住んでいる権利者の■■■さんに購入してほしい旨、

お願いしたところ、■さんが購入することになりました。

面積が10㎡弱と、非常に小さな土地な為、隣接の■さんの他に、利用できる方はいません。

■■地区では、土地改良による盛土事業が10年位前に行われ、その際道路を広げた関係で、このような小さな面積の水田が多く出来ている状況でございます。問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

————（事務局説明）————

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■■■■■■■が、■■■■の山林492㎡、畑743㎡を、駐車場用地として整備、所有権移転として転用しようとするものでございます。

申請地は、集落内の小規模な農地で、第2種農地と思われます。

計画としましては、近隣にある■■■■■■の関係者用の駐車場として、普通車53台分を整備するものでございます。敷地内は砕石敷として使用するので、雨水は自然浸透するものと思われます。

第2項は、■■■■■■■■■■が■■の山林760㎡、畑、571㎡を資材置場用地と

———（申請人説明）———

○申請人 申請人の代理人の、■■■■の■■と申します。よろしくお願ひいたします。書類の作成と申請を受けております。隣は今回の申請者の■■■■■■■■さんの■■さんです。よろしくお願ひいたします。

転用申請の概要説明をさせていただきます。申請者は佐倉市■■■■番地■■、■■■■■■■■と申します。職種は土木とか建築業を営んでいる会社でございます。

土地の所有者は佐倉市■■■■番地■■の■■■■さんと■■さんの共有でございます。申請地は■■■■■■■■■■畑 571㎡です。

用途は資材置場として使用します。転用の時期は、2019年9月1日～10月30日で計画しております。以上簡単ではございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤でございます。申請地の周りですが、住宅が密接していますので、資材置場の申請ですが、音の出るような物を置くのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 音の出るような物は一切置きません。水道工事用の塩ビ管、集水柵等、碎石とか、養生シートとか、カラーコーン、足場等、また柱等なので、音は大丈夫だと思います。

○議長 長澤委員よろしいでしょうか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、第3項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■の■■と申します。よろしくをお願いいたします。申請の概要について説明させていただきます。申請地は佐倉市■■■■■■■■■■の畑の一部、376.41㎡でございます。土地所有者は■■■■■さんのお父様で、娘さん夫婦の住む、専用住宅を建設するためでございます。建物は2階建て、建築面積は57.59㎡の住宅です。用水は井戸を設置します。雨水は宅地内で浸透柵により処理、汚水、雑排水は合併浄化槽により処理して、東側の道路側溝に接続し放流いたします。概要については以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番眞野でございます。車の出入はどこから入るのですか。

○議長 申請人

○申請人 敷地内には車の出入りはありません。

○議長 眞野委員よろしいでしょうか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かございますか。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。土地の形状が、不自然な形状ですが、東側に残った土地がありますが、他に何か計画があるのですか。

○議長 申請人

○申請人 東側の6m程の幅の所ですかね。

○長澤委員 東側に、中だけ抜けたような形状の土地がありますよね。残った土地ですけど、本来ならば、道路に近い土地にするのが一番簡単で良いと思うのですが、このように敷地延長されているのに、何か考えがあるのかお伺いします。

○議長 申請人

○申請人 形状がこのようになったのは、この土地の隣に、4月に農転の申請を出させていただいており、今回の申請人の■■■■さんの妹さんですが、先に住宅の申請をしており、このような形状になったのです。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かございますか。眞野委員

○眞野委員 工事は、ビニールハウスがありますが、そちらから入るのですか。

○議長 申請人

○申請人 妹さんの住宅と一緒に建設できますので、両方とも入れます。ビニールハウスも、お父様の土地なので、そちらからも入れます。

○議長 眞野委員

○眞野委員 通学路でもありますので、充分気を付けてお願いします。

○申請人 はい、解りました。

○議長 他にご質問はございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、第4項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請人の■■■■■■■■■■の■■と申します。よろしくをお願いいたします。申請の概要でございますが、関東農政局さんの発注工事で農業用のパイプラインを埋設する工事で、萩山新田干拓地内で行っております。この工事が昨年10月から行っております。現在は田んぼが耕作されていますので、休工しております。また今年10月から、田んぼの耕作が終わってから、来年3月まで、工事を再開するのですが、工事の際に、作業員の通勤車両、工事で使用する資機材の置場がありませんので、その時に工事に隣接する、田んぼを一時転用としまして、そこを資材置場と駐車場として利用して、工事を行う為に申請させていただきました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内でございます。ご苦労様です。

■■さんのお借りする場所に資材を置くとの事ですが、資材を置くために、シートを敷いたり、プラスチック、鋼板を敷くのですか。

○議長 申請人

○申請人 今、言われましたように、下にシートを敷きまして、その上にプラスチックの板を敷いて、更にその上に敷き鉄板を敷いて、その上に資材を置く、また、駐車場にします。最後は、それをきれいに撤去すれば、田んぼに戻るように、考えております。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 田んぼは通常的地盤と違って、柔らかいですので、重みで結構沈む可能性があると思います。そうした場合、現状復旧しても、高低差が発生するのではないかと思うのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長 申請人

○申請人 去年の3月から工事をやって、その際は、全て関東農政局さんが借地していたんですけど、その時も、たまに、そのような事が発生してしまして、地権者さんと相談しまして、沈んでいる所を、山砂を補充して耕耘して、復旧した事があります。今回、沈下した場合、対応を取ります。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 そうしますと、山砂と申してましたが、山砂は肥料分が少なく、稲作に向くのかなと思うのですが、その分減収すると思うのですが、その辺は、耕作者、所有者と良く話し合ってください。よろしく申し上げます。

○議長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、第4項は、許可相当と決しました。
続きまして、議案第3号、令和元年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案の3ページをお願いいたします。
議案第3号 令和元年度第4次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。
利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、1件、1筆、地積1,732㎡、賃貸借権の設定、5件、22筆、地積22,187㎡でございます。
詳細でございますが、議案の4ページ～6ページをお願いいたします。
申請番号1番～6番までは、農業経営規模拡大のため、期間は、3年～10年間を設定しようとするものでございます。
いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。
以上でございます。
○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。
自己紹介をお願いいたします。

———（農政課紹介）———

○農政課 青山 農政課の青山です。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問がありましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内です。所在地なんです、どの辺に位置するのか口頭でよいので、教えていただきたいのですが。

○議長 農政課 青山さん

○農政課 青山 まず1番の■■■ですが、草ぶえの丘の奥と言え解るでしょうか。2番目の■の■■ですが、こちらは、■■と■地先、団地だと、■■の団地の近くになります。3番目の■■の■■■ですが、■■■■と■■地先の間にある所で、ほぼ■■■■に接する所です。4番目の■■■■■ですが、こちらは、■■■■■■の近くの畑になります。5番目の■■の■■■ですが、こちらは、■■集落の近くになります。6番目の■■■■■ですが、こちらは■■■■と■■■■の間になります。以上になります。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 はい。

○議長 他に何かございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いします。

農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了い

たしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の7ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、2筆でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの4件、5筆、共同住宅用地としようとするもの1件、1筆、店舗用地としようとするもの1件、3筆でございます。

次に、9ページ～10ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請のあったもの、2件、3筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和元年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

=== 会 議 終 結 ===